

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年4月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第2号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出納取扱金融機関等の担保の提供) 第9条 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、別に締結する契約の定めるところにより担保を提供 <u>しなければならない</u> 。	(出納取扱金融機関等の担保の提供) 第9条 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、別に締結する契約の定めるところにより担保を提供 <u>することができる</u> 。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)